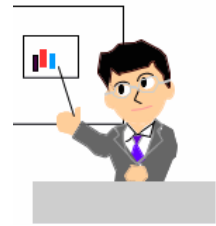


前略、社長様

高橋会計事務所通信 Vol.1 (平成20年6月号)



発行 高橋会計事務所(偶数月発行)

東京都阿田市森野2-27-12 ローゼンビルE号室

Tel: 042-721-2637 Fax: 042-721-6648

Topic

▶ 源泉所得税のいろは

毎月支払う給与から天引きする源泉所得税。

これは会社にとって従業員の税金を預かったものの、会社の税金ではありません。

▶ 納付が遅れると罰金が課せられる

この源泉所得税、法律上は支払期限を1日でも遅れると、5%の罰金が課せられることになっています。

源泉所得税は従業員の税金なのだから(会社にとって他人の税金なのだから)、それを遅れて支払うのは、「ケシカラン」という訳なのでしょう。



▶ 本当に一日でも遅れるとダメ?

では本当に1日でも遅れると即、5%の罰金なのでしょうか?

答えは、NO。そこまで厳しくはありません。支払期限から1ヵ月以内に支払っていて、直前の1年間において支払いの遅れがなければ、罰金は課せられません。

そうはいつても、利息は遅れた期間に応じて課せられますので、やはり期限内に支払いは済ませたいものです。

▶ 資金的にしんどい・・・という場合は

7月10日(木)は、上期(1から6月)分の源泉所得税の納付期限です。

半年分をまとめて支払う届出をしている会社でも、毎月支払いをすることは可能です。

半年分がまとまると資金的にしんどい、という会社は1ヶ月おき、2ヶ月おきなど納付の工夫を工夫してはどうでしょうか?

Column

大久保利通に学ぶ業績向上のヒント

維新の三傑、大久保利通の語ったとされることばに
つぎのようなものがある。

「建国の大業は、(中略) 着実なる実務の積み重ね
こそが、最適であり、これ以外に方法はない。」

倒幕、版籍奉還、廃藩置県とつづく新国家の建設、いわ
ば日本中をひっくり返した革命を遂行する中で一番
重要なのは、豪腕でも権謀術数でもとびぬけた何か
でもなかったらしい。

これは、われわれに大きな勇気を与えてくれる。

業績を拡大する、回復させるのに魔法のような方法
がある訳ではない。大久保のことばは、今できること
を淡々とこなす、目の前にある作業に手を抜かない、
という単純なことが重要なのだと教えてくれている
ような気がする。



連載記事 ➡

変動損益計算書を読む 第一回

会社の支出は、経費になる支出と経費にならない支
出に分けられます。

経費にならない支出には、固定資産の購入、借入金
の元金の返済、ローンの返済、積立保険料の支払いなど
があります。

① 会社からは経費以外にも出ていくお金がある

お知らせ

6 月頭頃に各市町村から個人住
民税特別徴収額決定の通知が届
きます。6 月支給の給与から天引
き、第 1 回の納付期限は 7 月 10 日
です。

編集後記

高橋会計かわら版、創刊です。隔
月で、税務に関する情報にとど
まらず色々発信していきたい
と考えています。

山本